

平成21年4月3日

## 国際裁判管轄法制に関する検討事項（5）

## 第7 保全命令事件に関する規律

保全命令事件に関する規律については、以下のとおりとすることでどうか。

保全命令の申立ては、本案の管轄裁判所が日本の裁判所であるとき又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地が日本国内にあるときに限り、することができるものとする。

（参照条文）

- 民事保全法第12条 保全命令事件は、本案の管轄裁判所又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。
  - 2 本案の訴えが民事訴訟法第六条第一項に規定する特許権等に関する訴えである場合には、保全命令事件は、前項の規定にかかわらず、本案の管轄裁判所が管轄する。ただし、仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する地方裁判所が同条第一項各号に定める裁判所であるときは、その裁判所もこれを管轄する。
  - 3 （略）
  - 4 仮に差し押さえるべき物又は係争物が債権（民事執行法（昭和54年法律第4号）第143条に規定する債権をいう。以下この条において同じ。）であるときは、その債権は、その債権の債務者（以下「第三債務者」という。）の普通裁判籍の所在地にあるものとする。ただし、船舶（同法第112条に規定する船舶をいう。以下同じ。）又は動産（同法第122条に規定する動産をいう。以下同じ。）の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にあるものとする。
  - 5 前項本文の規定は、仮に差し押さえるべき物又は係争物が民事執行法第167条第1項に規定する財産権（以下「その他の財産権」という。）で第三債務者又はこれに準ずる者があるものである場合（次項に規定する場合を除く。）について準用する。
  - 6 仮に差し押さえるべき物又は係争物がその他の財産権で権利の移転について登記又は登録を要するものであるときは、その財産権は、その登記又は登録の地にあるものとする。
- 破産法第4条 この法律の規定による破産手続開始の申立ては、債務者が個人である場合には日本国内に営業所、住所、居所又は財産を有するときに限り、法人その他の社団又は財団である場合には日本国内に営業所、事務所又は財産を有するときに限り、することができる。
  - 2 （略）

(補足説明)

本文は、国内裁判管轄と同様の趣旨から、本案の管轄裁判所が日本の裁判所であるとき又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に保全命令の国際裁判管轄を認めることを提案するものである。

なお、本文は、破産法における国際裁判管轄の規定（同法第4条第1項）を参照したものである。

(注1)

本案について国際裁判管轄が認められるが、仮に差し押さえるべき物の所在地が日本国内にない場合、仮差押命令の国際裁判管轄を認めるか。

この点は、(i)仮差押命令の裁判管轄権の有無は執行段階における実効性と切り離して考えるべきものである、将来に執行が可能になる蓋然性がある場合には、事前に仮差押命令を得ておく必要がある、外国法制によってはわが国の仮差押命令が承認執行される可能性もあり得るなどとして、これを肯定する考え方、(ii)仮差押えは、執行財産の保全を目的とするものであり、目的物の所在地でなければその実効性がないとして、これを否定する考え方があるが、どう考えるか（本文は肯定説を前提とするものである。）。

なお、債権に対する仮差押えの申立てにおいて、本案の管轄は認められるが、第三債務者の普通裁判籍が日本国内に認められない場合に国際裁判管轄を認めることができるかについては、肯定説に立っても見解が分かれているが、この点についてどう考えるか。

また、仮処分命令の場合にも上記と同様の問題があり、この点は、(i)仮差押えの場合と同様に、執行段階の実効性の問題は切り離して考えるべきである、仮処分の中には、地位保全の仮処分のように必ずしも執行を予定していないもの、あるいは賃金仮払いの仮処分のように労使間の事情によっては任意の履行を期待できるものが存在するなどとして、肯定する考え方、(ii)仮差押えの場合と同様に、仮処分執行の実効性がないとして、否定する考え方があるが、どう考えるか（本文は肯定説を前提とするものである。）。

(注2)

本案訴訟については国際裁判管轄が認められない（例えば、本案訴訟について外国裁判所を専属管轄とする合意や仲裁合意がある場合など。）が、仮に差し押さえるべき物の所在地が日本国内にある場合、仮差押命令の国際裁判管轄を認めるか。

この点は、(i)仮差押えは本案訴訟とは独立の手続である、迅速かつ実効的な執行のためには目的財産所在地の裁判所に管轄を認める必要がある、外国判決や仲裁判断の将来の執行に備えて日本において保全措置をとっておく必要があることは十分に予想されるとして、肯定する考え方、(ii)たとえ財産がわが国に存在していても、後に本案訴訟を提起できないとすれば、わが国において仮差押えをする実益がないとして、否定する考え方があるが、どう考えるか(本文は肯定説を前提とするものである。)

また、仮処分命令の場合にも上記と同様の問題があり、この点は、現段階では外国裁判所による仮処分命令がわが国で執行される可能性はほとんどなく、わが国に本案訴訟の管轄が認められない事件において、係争物所在地に仮処分についての管轄を認めないとすると、当該事件において仮処分による権利保全をすることができなくなるなどとして、肯定する考え方があるが、どう考えるか(本文は肯定説を前提とするものである。)

#### (注3)

保全命令の国際裁判管轄について、いわゆる「特段の事情」を考慮して申立てを却下することができる旨の規律を設ける必要があるか。

この点は、(i)保全命令の土地管轄は、本案訴訟の土地管轄を含む広範なものであり、「特段の事情」は本案訴訟の管轄の有無の判断の中で考慮されることから、改めて保全訴訟の管轄の判断において考慮するまでもないとして、否定する考え方、(ii)仮差押えの目的物が存在しても、被保全権利が少額であって権利濫用となるような場合には、「特段の事情」があるとして仮差押えについての日本の裁判所の国際裁判管轄を否定すべき場合もあり得るとして、肯定する考え方があるが、どう考えるか。

#### (注4)

本案の起訴命令(民事保全法第37条参照)について、外国での本案訴訟の提起で足りるか。

この点は、(i)外国での本案訴訟の提起で足りるとする考え方(この考え方の中には、当該外国訴訟において将来下される判決がわが国で執行できると判断される場合には、わが国での本案訴訟の提起と同視してよいとする考え方もある。)、(ii)本案訴訟はわが国でなければならないとする考え方があるが、どう考えるか。

#### (参考)

- 1 保全命令事件の国際裁判管轄が問題となった裁判例として、仮差押命令につき①関東庁高等法院上告部決昭和1・12・27法律新聞2687号4頁（永和号事件）、②横浜地判昭和41・9・29判タ199号181頁（セルフアースカーク号事件）、③旭川地決平成8・2・9判時1610号106頁（ロシア船舶仮差押保全異議事件）、仮処分命令につき④東京地決昭和40・4・26判時408号14頁（インターナショナル・エア・サービス事件）、⑤東京地決昭和63・12・5労民集39巻6号658頁（サッスーン東京事務所解雇事件）、⑥東京地決平成19・8・28判タ1272号282頁（シリコンウェハー事件）等がある。

このうち、裁判例①②は、いずれも船舶に対する仮差押事件であり、財産所在地（旧民事訴訟法第8条）による本案管轄を肯定した上で仮差押命令事件の国際裁判管轄を認めているが、本案管轄が認められなければ仮差押命令事件についての管轄を否定する趣旨か否かは不明である。一方、裁判例③は、民事保全法第12条第1項を準用し、日本の裁判所に本案事件の裁判権が認められなくとも、仮差押目的物が日本に存在し、外国裁判所の本案判決により将来執行される可能性がある場合には、日本の裁判所に仮差押命令事件についての裁判権が認められるとし、また、外国裁判所において将来下される判決の執行可能性の有無を判断するに当たっては、保全命令の段階では、旧民事訴訟法第200条各号のうち1，4号の要件を一応満たす可能性があれば、執行の可能性は肯定できるとした上で仮差押命令事件の管轄を認めた。

また、裁判例④⑤も、本案管轄（④は営業所による普通裁判籍所在地、⑤は義務履行地）を肯定した上で仮処分命令事件の国際裁判管轄を認めているが、本案管轄が認められなければ仮処分命令事件についての管轄を否定する趣旨か否かは不明である。裁判例⑥は、韓国を仲裁地とする仲裁合意がある事案において、民事保全法第12条第1項に規定する保全命令事件の管轄裁判所が日本に存在しないときは、特段の事情がない限り、日本の国際裁判管轄を否定すべきであり、また、同項の「本案」には仲裁手続も該当するから、本案の管轄裁判所は仲裁地を管轄する裁判所をいうとした上、本件仲裁合意の効力を認め、同項所定の本案の管轄裁判所が日本に存在せず、特段の事情もないとして、仮処分命令事件の管轄を否定した。

- 2 ブリュッセルI規則第31条は、「他の構成国の裁判所が本案について管轄を有する場合でも、構成国法が定める仮処分及び保全処分はこの構成国の裁判所に請求することができる。」と規定している。ブリュッセル条約第24条、ルガノ条約第24条も同様の規定を置いている。

草案第13条は、「第3条から前条までの規定により本案について管轄権を有する裁判所は、保全処分を命ずる管轄権を有する。 2 財産が所在する国の裁判所は、当該財産について保全処分を命ずる管轄権を有する。 3 前2項による管轄権を有さない締約国の裁判所は、次のすべてを満たす場合には、保全処分を命ずることがで

きる。(a)保全処分の執行がその国の領域内に限定されていること。(b)保全処分の目的が係属中又は申立人が申し立てる本案の請求権を暫定的に保全するものであること。」と規定している。